

広島県告示第四百六十一号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	円五、七九九	円一四、五九九	二十歳未満	円五、四九九	円一三、九九七
二十歳以上二十歳未満	円六、二六〇	円一四、五九九	二十歳以上二十歳未満	円六、一四三	円一三、九九七
二十五歳以上三十歳未満	円六、八七四	円一六、一九	二十五歳以上三十歳未満	円六、七〇三	円一五、二二三
三十歳以上三十五歳未満	円七、一五七	円一九、六一	三十歳以上三十五歳未満	円七、〇二三	円一八、〇一
三十五歳以上四十歳未満	円七、五三四	円二二、四九	三十五歳以上四十歳未満	円七、三二六	円二〇、八六
四十歳以上四十五歳未満	円七、六九七	円二四、〇八	四十歳以上四十五歳未満	円七、五七六	円二二、五六
四十五歳以上五十歳未満	円八、〇〇七	円二六、二三	四十五歳以上五十歳未満	円七、七六六	円二三、六六
五十歳以上五十五歳未満	円七、八二一	円二六、八六	五十歳以上五十五歳未満	円七、七一一	円二五、三五
五十五歳以上六十歳未満	円七、五三六	円二七、九四	五十五歳以上六十歳未満	円七、三四八	円二六、一八
六十歳以上六十五歳未満	円六、四五〇	円二三、二三	六十歳以上六十五歳未満	円六、一九二	円二二、六九
六十五歳以上七十歳未満	円四、四〇〇	円一七、七五	六十五歳以上七十歳未満	円四、二〇〇	円一七、四八
七十歳以上	円四、四〇〇	円一四、五九	七十歳以上	円四、二〇〇	円一三、九七

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用

し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。